

一関市議会 教育民生常任委員会 記録

会議年月日	令和4年10月21日(金)			
会議時間	開会	午後1時30分	閉会	午後3時47分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 永澤 由利		副委員長 千葉 信吉	
	委員 岩 渕 優		委員 那 須 勇	
	委員 佐藤 真由美		委員 菅 原 行 奈	
	委員 門 馬 功		委員 猪 股 晃	
遅 刻	遅 刻 なし			
早 退	早 退 なし			
欠席委員	欠 席 千葉 大作 委員			
事務局職員	栃澤議事係長			
紹介議員	なし			
出席説明員	鈴木保健福祉部長、菅原子育て支援課長、宮野児童家庭係長、佐藤市民環境部長、村上大東支所長、小山市環境部市民課長、佐藤大東支所市民課長、熊谷大東支所市民生活係長			
参考人	なし			
本日の会議に付した事件	(1) 川崎保育園の認定こども園への移行計画について (2) 大東地域出張所の見直し方針(案)について (3) その他			
議事の経過	別紙のとおり			

教育民生常任委員会記録

令和4年10月21日

(午後1時30分 開会)

委員長 : ただいまの出席委員は8名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の委員会を開会いたします。

千葉大作委員より欠席の旨、届出がありました。

本日の委員会には、市民環境部長、保健福祉部長、大東支所長の出席を求めました。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

本日の案件は、御案内のとおりです。

休憩します。

(休憩 13:30~13:30)

委員長 : 再開します。

これより、所管事務調査を行います。

初めに、川崎保育園の認定こども園への移行計画についてを議題とします。

当局より説明を求めます。

鈴木保健福祉部長。

保健福祉部長 : 保健福祉部長の鈴木でございます。

本日は、保健福祉部次長兼子育て支援課長の菅原と課長補佐兼児童家庭係長の宮野を同席させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

資料については、A3だと見開きになりますが、A4ですと2ページものになります。

資料に沿って説明をさせていただきます。

まず1、現状と経緯でございますが、現在、川崎地域には教育・保育施設として市立の川崎保育園、これは定員が90人でございます。

それが1施設と、民間で行っております地域型保育事業(家庭的保育事業どんぐり)という施設がありますが、こちらは定員が5人でございます。

この2施設が川崎地域にあるところでございます。

幼稚園ですとか、認定こども園は川崎地域にはないため、幼稚園の利用希望者については近隣の弥栄幼稚園ですとか、他地域の認定こども園などを利用している状況でございます。

今年度、令和4年度末で、弥栄幼稚園を閉園することが決定してございますので、保護者の多様なニーズに対応できるように川崎保育園を認定こども園に移行しようとするものでございます。

なお、現在、弥栄幼稚園の定員が50人ということになってございますが、そこに9人

が入所してございます。

そのうち、5歳児の方が4人いらっしゃいますので、卒園されて今の園児で残るのは5人という形になります。

それで10月15日、先週の土曜日ですが、教育民生常任委員会の皆さんに御説明する前になりましたけれども、川崎地域において認定こども園への移行計画に係る地元説明会を開催させていただいております。

地元ということですが、川崎地域の民生委員、行政区長、それから当然ですが、川崎保育園の保護者さん方、それから弥栄地区の民生委員、行政区長と弥栄幼稚園の保護者の皆さんに案内をしたほか、川崎地域などで興味のある方ということで広くホームページなどで周知をしたところでございます。

地元説明会には40人ぐらい御出席をいただいたところであります。

2、保育園と認定こども園の違いについてでございます。

ここに書いてありますとおり、保育園は保護者が就労などにより保育に欠ける状態の場合、入園が可能となるということではありますが、認定こども園については、保護者が就労しているかどうかということにかかわらず入園が可能となるものでありまして、認定こども園に移行することにより、保護者の皆さんの選択肢が広がるという点がメリットとして挙げられるところでございます。

具体的に申し上げますが、①幼稚園、保育所、認定こども園の教育・保育時間について（一般的な例）を下の図に書いてございます。

図の下に括弧書きしてあるところを御覧いただきたいと思うのですが、これから申し上げます1号認定、2号認定、3号認定という言い方をしますが、1号認定といいますが、これは幼稚園部門の3歳から5歳児の方々を入所させれば1号認定といえます。

2号認定というのは、保育部門の3歳児から5歳児であります。

3号認定というのは、保育部門のゼロ歳児、1歳児、2歳児となります。

上のほうから幼稚園、公立も私立も一般的な例ということなのですが、1号認定の方の場合は、お子さんは大体午前9時から午後2時までの保育時間が一般的でございます。

午後2時以降も預かってほしいという場合には、一時預かり保育という区分となります。

次に、認定こども園の幼稚園部門、1号認定であります。

幼稚園に入るお子さんも1号認定といえますし、認定こども園に入るお子さんも1号認定という言い方をします。

認定こども園の場合は午前8時半頃から、午後2時頃までということで行っているのが一般的な例で、午前8時半より前に預けたいという方と午後2時以降の部分は一時預かり保育というもので、そういう制度の中で預かるというようなことであります。

次に、下の保育所、認定こども園の保育部門、2号認定、3号認定も同じ時間なわけですが、一般的に標準時間認定、米印の1とありまして、フルタイムの就労を想定した利用時間となりますが、午前7時から午後6時までの最長11時間。

あと、保護者さんの勤務の都合によって午前8時頃毎日送ってこられる方、午前9時頃送ってこられる方がいるかと思いますが、午前7時から受け入れられますというようにしているのが、保育所と2号認定、3号認定という分であります。

午前7時より前というのはありませんけれども、午後6時以降については延長保育という形であります。

それから、短時間認定というのは、パートタイム就労を想定して、利用時間で最長8時間という、保護者の就労形態によっては、そういうお子さんの場合が午前8時半から午後4時半が一般的な例であります。

その前後を超える場合は、延長保育という形になります。

1号認定の場合、前後は一時預かりになりますし、保育所、認定こども園の場合は延長保育という形、その下の②公立の幼稚園、保育所、認定こども園の休所日についてであります。

上の段が、公立の幼稚園、ここに公立と書いてしまいましたが、全部これ公立の場合、条例や規則で定めている休所日であります。

公立の幼稚園と認定こども園の1号認定については、土曜日、日曜日、祝日、それから4月1日から4月5日、いわゆる春休みの部分は学年始休業日ということになりますし、7月20日から8月25日は夏季休業日、12月25日から1月20日は冬季休業日、3月21日から3月31日は学年末休業日と定めております。

これに対しまして、認定こども園、保育所の2号認定、3号認定の部分については、日曜日と祝日、それから12月29日から1月3日までと定めており、例えば土曜日、保護者が休みというときには、できるだけ家族と過ごすことを進めておりますので、よほど何か事情がない限り、できればお子さんと一緒に土曜日を過ごしてくださいということをお話ししていますが、土曜日、仕事の日は当然預かりますし、あとは場合によっては、御両親とも休みであっても土曜日に預かる場合もあります。

③送迎バスの運行については、公立の保育所及び公立の認定こども園では送迎は行っておりません。

公立の幼稚園については送迎を行っております。

④給食については、公立の保育所、公立の認定こども園は給食はおかずのみですが提供しております。

主食については持ってきてもらうということです。

公立の幼稚園については、牛乳給食という形になっています。

次のページもしくは右のほうで3、認定こども園への移行計画について申し上げます。

新しい施設の名称については、一関市立川崎こども園と考えております。

施設の区分については、幼保連携型認定こども園であります。

このほかに、幼稚園型とか、保育所型とかという認定こども園もあるのですが、幼稚園型の場合は、幼稚園を中心としながら、保育所の機能も併せ持つというものです。

保育所型というのは、保育所をメインにしながら幼稚園の機能も併せ持つというようなことが大ざっぱなところあります。

一関市内にあります認定こども園は、公立も法人立も含めて全てこの幼保連携型認定こども園になっております。

設置場所は、現在の川崎保育園の場所であります。

こども園の開園日は来年の4月1日を考えてございます。

認可定員及び利用定員については90人と思っています。

90人は、その下に表がございませけれども、移行前、現在の川崎保育園の90人であります。

その移行前の内訳は、2号認定、3歳児から5歳児が60人で、3号認定、1歳児、2歳児が24人、ゼロ歳児が6人ということでの90人であります。

認定こども園の移行に伴い、1号認定の利用定員を新たに10人とし、2号認定については、利用定員を変更し50人にしました。

3号認定については、予定は現状どおりとしたいと考えてございます。

認定こども園の移行に伴う施設の改修等はありませんと書いてございます。

例えば幼稚園を認定こども園化しようとするすと、幼稚園ですから、3歳児、4歳児、5歳児しか預かっていませんので部屋の増築が必要になったり、給食を作っておりませんので、給食を作る設備が必要だといったようなこととなり、場合によっては職員室の増築というようなことが関わってきます。

川崎保育園の場合は給食室はありますし、そもそも定員90人でやっておりましたので、現在は60人ぐらいの子供さんでやっていますので、部屋にはまだ余裕があるという状況もありますので、今回、定員も変えないで90人のままという予定でありますので、施設の改修が必要ないということでございます。

参考としまして川崎保育園の入所児童数の推移を年齢ごとに書いてございます。

令和2年3月、各年3月で書いているのですが、3月が一番需要が多くなる時期で、入所の子供さんの数も1年の中で一番多い時期ですので3月で書いてございます。

令和2年3月は合計で78人、令和3年3月は70人、令和4年3月は65人。

やはり少子化の影響もあり、少なくなってきていますが、その3か年平均の人数をここに網かけしてございます。

これを賄えるぐらいの定員は残しておきたいということで、上の⑤認可定員及び利用定員90人をどのようにクラス分けしたらいいかというのを考えたところでございます。

なお、直近の令和4年10月1日時点での人数を一番下に書いてございます。

59人でございます。

その表の下に川崎地域における保育施設等への入所状況、他の地域と同様に少子化により減少傾向が続いておりますが、待機児童が発生する状況には川崎保育園の場合はないということでございます。

それから、先ほど申し上げましたように定員90人と定めるのですが、職員配置基準、面積基準を満たしている条件で定員を超える児童の受入れが可能と書いてございます。

これは面積的には90人よりも少し、九十七、八人ぐらいまで受入れが可能で、少し余裕の面積があるという状況でありますし、また、職員の配置ができれば、例えばここで、1・2歳児24人と書いてあるのですが、例えば、これを超えて25人とか、26人とか、90人を超えて92人とか、93人とかいうところまで、面積的にもですし、職員の配置が可能であれば、定員を超えることができるということです。

保育所の充足率でよく120%とかというようなことがありますけれども、それも面積要件なり預かる職員の数、先生方の数が満たしていればできるということで運用しているものであります。

資料の最後のほうになります。4、認定こども園への移行に伴う保護者の手続につ

いてですが、①として、現在、川崎保育園入園中の児童の皆さんには、保育園のほうから来年度の継続利用の申込みの用紙を保護者さんに渡していただいて提出していただくという形になります。

新たに川崎こども園への入園を希望する方のうち、2号認定、3号認定については子育て支援課、支所の保健福祉課に申し込みいただくことになりまして、1号認定については直接、川崎保育園に申し込みいただくという形になります。

ほかのこども園なども同様に、1号認定の場合は直接こども園へという形になっております。

5、今後のスケジュールでございますが、本当に立て込んでいて申し訳ございませんでしたが、来週月曜日の10月臨時会議にこの認定こども園化の条例改正を提案させていただきたいと思っております。

なぜ急ぐのかというと、11月1日から新年度の入園の申込み、令和5年度の入園の申込みの受付を開始いたしますので、その前に条例を改正させていただきたいという部分であります。

1月下旬から3月中頃までにかけて、入所の決定通知をそれぞれ保護者の皆さんに3次ぐらいに分けて通知していきたいと思っております。

来年の4月1日に川崎こども園として開園したいと考えております。

説明は以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

委員長：これより質疑、意見交換を行います。

那須委員。

那須委員：子供の人数のところを確認させていただきたいと思えます。

3で認定こども園の定員の内訳が示されました。

それからその下の米印の参考、川崎保育園の入所児童者数の推移についてもお話しされました。

現状と経緯の中で、川崎地域においてはというところの中で、弥栄幼稚園ほかの他地域の認定こども園の利用ということの中で、川崎地域の子供たちがどれくらいなのかということをお話させていただくために、先ほど弥栄幼稚園は9人、あとは他地域の認定こども園を利用しているという状況もあるようですが、弥栄幼稚園を利用している人数を教えてくださいました中で、右側のいわゆる米印の参考の令和4年10月時点というのは現時点の数字でしょうから、これに弥栄幼稚園の人数がどういように入るといいうあたりを教えてくださいました。

次に送迎バスの関係で確認したいと思えます。

送迎バスの運行については、③の中で保育園及び認定こども園は送迎はないが、幼稚園は送迎を行いますということですが、新たな認定こども園につきましては、幼保連携型認定こども園ということで、新たな認定こども園の送迎バスの確認について、2点お願いいたします。

委員長：鈴木保健福祉部長。

保健福祉部長：まず1点目、今、弥栄地域にいる子供さん方が、川崎地域の新しい認定こども園に入っているのかということですが、先ほど弥栄幼稚園には現在9人の方がいて、5歳児の4人は今回卒園しますという話をしました。

こちらで把握しているのは、自宅で保育している人は分かりませんが、市内のどのような施設に入所されているのかというところでは、弥栄地域にお住まいの子供さんは弥栄幼稚園に9人入っているのですが、ほかの施設にも入っている子供がそのほかに9人いらっしゃいます。

中には真滝幼稚園に通っている人もいますし、認定こども園の赤荻保育園、保護者の勤務の都合があるのかもしれませんが、赤荻保育園であったり、修紅高等学校の近くにある桜保育園であったり、あとは花泉地域の金沢こども園に行っていられる方、それから、新沼保育園に通っていられる方、そのようにバラバラになっております。

その方々は、もしかすると保護者の勤務の都合があるのかもしれませんが、しかもせっかくできた友達もいますので、変わらないことも考えられますけれども、今散らばっている人たちが全部ここに入ってくると想定した場合、来年は現在の4歳児が6人、3歳児が4人、ゼロ歳児、1歳児、2歳児はそれぞれ1人ずつで計13人になります。

5歳児は、先ほど弥栄幼稚園で4人卒園しますと言ったのですが、既に川崎保育園に来ていらっしゃる子供さんもいるので、川崎保育園の分も入ってその人数になります。

大体、そのあたりというように思っただけだと思います。

あとは、幼稚園の送迎は行っていません。

1ページの③の部分ですが、認定こども園も送迎は行っていませんので、これからも行う予定はございません。

何でということはありませんけれども、例えば、幼稚園ですと3歳児、4歳児、5歳児は添乗員がいれば、送迎バスに乗れるかもしれないのですが、ゼロ歳児、1歳児、2歳児が保育園、認定こども園にはいますので、ゼロ歳児、1歳児、2歳児は無理なので、従来から公立の保育園、こども園については、送迎は行っていません。

こども園の幼稚園部門もやっておりません。

法人立でもやっていないところが多いです。

やっているところもあります。

龍澤寺幼稚園とか、やっているところもあります。

一切、送迎を行っていない認定こども園も多いところです。

委員長：那須委員。

那須委員：今の状態が59人で、プラス13人ということで、もちろん現状の中での定数以上にはならず、認定こども園は全然、定員としては問題ないという判断でよろしいですね。

それから、やはり送迎バスの件はちょっと気になっています。

公立幼稚園では送迎を行っている。

そうすると、幼保連携という幼稚園の運営の中での話ではどうなのかちょっと疑問が

残りますが、送迎を行わないということについて再度確認したいと思います。

委員長：鈴木保健福祉部長。

保健福祉部長：そういう判断でありますし、今までも一関市立の認定こども園は、幼稚園部も含めまして送迎は行っていないところであります。

ですので、今後ずっとということは約束できませんが、川崎こども園については、行わない予定であります。

委員長：休憩します。

(休憩 13:57~14:05)

委員長：再開いたします。

菅原委員。

菅原委員：弥栄地区は川崎地域に近接しているということで、弥栄地区の方々に対して川崎地域に認定こども園ができるという説明会などの計画はございませんか。

多分、弥栄幼稚園がなくなるという説明は既に地域の方や、通われている方にはされているとは思いますが、弥栄地区の方々に、認定こども園の説明はしていないと思うのですが、その計画はないのですか。

委員長：鈴木保健福祉部長。

保健福祉部長：先週の土曜日、15日に川崎市民センターで説明会を開催した際に弥栄地区の行政区長、民生委員にも御案内をしました。

それから、弥栄幼稚園に現在通われている保護者の皆さんにも案内したところではありましたが、弥栄地区の方々の出席率は川崎地域よりちょっと少ない感じでありました。

現在、弥栄幼稚園の保護者から、欠席した人もいたので、園のほうで説明会を開催してくれないかという話も来ていますので、弥栄地区の皆さんどうぞおいでくださいという形ではないですけれども、行政区長、民生委員には一度説明申し上げていますので、あとは現在の保護者、それから新年度以降、入園する予定の若い世代の皆さんを対象としたものを計画したいと思っております。

委員長：菅原委員。

菅原委員：続けての質疑ですが、私は川崎こども園がすぐにとということではないですが、課題は抱えていると思いました。

というのは見に行ったのですが、築年がかなりたっていて、今の規模にするため、増

築、増築できていて、かなり老朽化が進んでいる部分もあって、面積は足りているものの、今度、認定こども園に移行するに当たり、職員が1人増えるということも聞いております。

職員の休憩場所の確保、また、駐車場が貧弱というか、すごい急傾地の高台のところにあつて、ロータリー化はしているのだけれども、多くの方々が車をとめるにはかなりへんぴなような印象を受けました。

将来的なことですが、認定こども園化する、今、制度を変えるということがすごく大切とは思いますが、将来の子供たちのことを考えると、やはり認定こども園の移設新設とかが必要というように感じております。

将来的には、いろいろな地域で学校の統廃合が進んでいて、お金がかかってはいるのですが、ぜひとも子供たちのためにも、施設の新設というのを計画していただければと思います。

委員長：鈴木保健福祉部長。

保健福祉部長：今の建物は平成5年3月に建設したもので、築30年、増築を重ねたというか、1回増築したと思っています。

新年度においては、ちょっと雨漏りするところなどがありますので、屋根の塗装、補修工事を予算要求中でどうなるか分かりませんが、しているところであります。

近々に、移転新築というのはちょっと難しいと思いますが、築30年、木造でありますので、また菅原委員からお話があったように、急傾斜地にあるということで、職員の駐車場もまとまった形で取れないところにあります。

そういう課題もありますので、今後の子供の人数、推移などを見ながら、検討していかなければならない部分とっております。

委員長：猪股委員。

猪股委員：私からは、認定こども園の中の1号認定、幼稚園部門の実態というか、ここだけではなくて一定の需要はあるのかとは思いますが、例えば専業主婦とか、おじいさん、おばあさんなどお子さんを見る方がいる世帯が通えるのだと思うのですけれども、傾向として、今の認定こども園の中の、幼稚園部門の実態というのがどのようになっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

委員長：鈴木保健福祉部長。

保健福祉部長：全体の人数の集計は持って来ているのですけれども、そのうち1号認定、今どのぐらいいるのかというのはちょっと分類をしていなかったものです。

委員長：猪股委員。

猪股委員：なぜ聞きたかったのかというと、いわゆる弥栄地区には幼稚園しかなかったから、そこに通わせている、なるべくなら地元に通わせたかったというような思いがあって通わせている方々もいらっしやったのではないかと思うのです。

今度、認定こども園になった場合に、1号認定の定員は10人ですけれども、すんなり移行するののかという部分がちょっとあったので、傾向としてこのみならず、一般的には専業主婦とか、おじいさん、おばあさんもいなくて面倒を見てくれる方がいないような世帯も多くなってきている部分があって、必要性はあるのかとは思いますが、ただこの幼稚園部門というのは、1人でも設置はしなければならないものでしょうか。

委員長：鈴木保健福祉部長。

保健福祉部長：例えば、5歳児のクラスに子供が10人います。

そのうち2人が1号認定といった場合、8人と2人で分けて担任がいるわけではなくて、1人の担任がその10人を午後2時までは一緒に見ます。

1号認定の2人の方はここで帰り、残り8人は引き続き見ていくという形になりますので、1人しかいなくてもやらなければいけないかというのは当たらないというようなことで、保護者の選択肢は増えるので、望ましいというような感じがしています。

委員長：ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、質疑、意見交換を終わります。

以上で、川崎保育園の認定こども園への移行計画についての調査を終わります。保健福祉部長には、お忙しいところ御出席いただき、ありがとうございました。暫時休憩いたします。

(休憩 14:15~14:18)

委員長：再開します。

次に、大東地域出張所の見直し方針(案)についてを議題とします。

当局より説明を求めます。

佐藤市民環境部長。

市民環境部長：お時間いただきましてありがとうございます。

本日は、市民環境部と大東支所から大東地域出張所の見直し方針案について、説明をさせていただきます。

現在市内には出張所が大東地域に4つございます。

平成17年の合併時には、この大東地域のほかに一関地域に3つ出張所がございましたが、こちらについては平成31年3月で廃止しております。

大東地域の出張所の見直しにつきましては、これまで市の内部での検討ですとか、それから大東地域の中でも検討を重ねていただいておりますが、今回、地域において集約された意見を踏まえて、市としての見直し方針をまとめたところでございます。

本日は、大東地域出張所の見直し方針案について説明をさせていただきますとともに、併せまして大東地域において、見直し方針に係る説明会を開催しておりますが、その説明会の開催状況についても説明をさせていただきます。

それでは内容につきましては、大東支所長から説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

委員長：村上大東支所長。

大東支所長：私から大東地域の出張所の見直し案について説明をさせていただきたいと思っております。

説明のほうは、最初に9月の住民説明会で説明しました資料によりまして概略を説明しまして、その後、これまでの取組の状況と今後の予定を説明いたしますので、よろしく願いしたいと思っております。

それでは最初に住民説明会の資料のほうを御覧いただきたいと思います。

1ページには、出張所の変遷と出張所のあり方検討の経過を記載してございます。

最初の市内の出張所の変遷につきましては、御承知のとおり平成17年9月の市町村合併によりまして、一関地域の3つの出張所と大東地域に設置しておりました4つの支所を出張所に名称を改めまして、合わせて7つの出張所となったところでございます。

その後、一関地域の3つの出張所については、平成31年3月をもって廃止となりまして、現在は、大東地域のみ4つの出張所を設置しているという状況であることを説明会の中では説明をさせていただいております。

次に、出張所のあり方検討の経過につきましては、行政改革大綱の集中改革プランにおきまして、これまで出張所の見直しについて示されておきまして、第4次行革大綱の集中改革プランでは、大東地域の4出張所の存廃について、行政サービスの代替方法の確保を含め、見直しを行うとしていることを説明してございます。

また、下のほうには大東地域での検討した概要を表にまとめてございます。

内容は、平成28年から平成30年まで、大東町自治会等連絡協議会、あるいは猿沢地区振興会、それから大東地域協働体連絡会議などで検討を重ねて意見集約をいただいたところでございます。

詳細は省略いたしますが、集約された意見につきましては、下のほうにありますけれども赤で記載しておりますが、形にこだわらず、出張所の機能を残してほしいというものでありまして、また幾つかの提案もいただいたところでございます。

詳しくはお目通しをいただければと思います。

次、2ページになります。

具体的な見直し案の内容になります。

大東地域の4出張所の運用について、各出張所の取扱件数等に応じて次の基本的な考え方により見直しを行うとしたところであります。

基本的な考え方につきましては4つでございます。

1つ目は、出張所で取り扱う業務の範囲は可能な限り、従前のおり維持する。

2つ目の出張所の開所時間については、証明書等の発行件数等の実績に応じて、調整、短縮する。

3つ目につきましては、出張所の開設日につきましても、このように実績に応じて調整する。

4つ目は文書の取次ぎ、通送対応につきましては、継続して対応するとしております。具体的な見直し案については、点線で囲った部分になります。

(1) 開所時間、開所日につきましては、現行と見直し案（6月説明会時）とありまして、そして住民説明会等で頂いた意見を見直し案に反映させて修正した修正案となっております。

修正案の部分をご覧いただきたいと思いますが、開所時間につきましては、現行は8時30分から17時15分までとありますけれども、修正案については、9時から11時30分と、12時30分から16時としておりまして、11時30分から12時30分は閉所する案としてあります。

開所日につきましては、摺沢出張所が毎日から平日週4日、それから興田出張所、猿沢出張所につきましては週3日、渋民出張所については週2日としております。

下のほうには開所日の例として示しておりますが、丸の日が開所日ということになります。

できるだけ休みが連続しないような設定にしたいと思っております。

これはあくまでも例になります。

(2) 文章取次ぎについては継続をする (3) 変更時期につきましては、来年の4月から変更する案としております。

3ページをお開きいただきたいと思っております。

4の見直しが必要な理由を述べております。

上のグラフについては、大東地域の人口減少の状況を示したものになります。

平成23年と令和3年を比較しますと大東地域の人口については平均で約20%減少しております。

そして下のほうのグラフにつきましては、窓口での取扱件数の推移をグラフに示しております。

各出張所とも大幅に取扱件数が減少しておりまして、平均しますと約52%の減ということで、人口減少以上に大きく減っているという資料になります。

4ページをお開き願います。

こちらは、直近の令和3年度の業務別の取扱件数を分析した資料になります。

グラフの見方でありまして左側の青色が証明書等の申請件数、黄色が届出等、それから茶色い部分が証紙であるとかバスの定期的な取扱いを示しております。

右側の緑色につきましては、単なる文書の取次ぎということで分けて整理をしております。

下の表については、内訳を数値で示しております。

それから、その下の表になりますけれども、令和3年度実績を基に、今回の見直し後の1日当たりと1時間当たりの処理件数の比較を表にまとめております。

例えば、摺沢出張所であれば、令和3年度実績で1日当たり11.69件となっておりますが、見直し後は14.61件、時間当たりになりますと、2.44件になるという内容になります。

その他の部分につきましてはお目通しをいただければと思います。

次に、(3)支所窓口の時間延長やデジタル技術の普及等ということで、3点ほど挙げて説明をいたしました。

一つは、通常の間帯での窓口利用が難しい方への対応ということでは、住所地以外の職場に近い支所であるとか、本庁で証明書等の取得が可能であること。

それから、毎週月曜日には、窓口延長して対応していること。

そして2つ目は、デジタル化によってコンビニなどでの証明書等の取得が可能であることや、オンライン申請の取扱項目を順次広げていることなどを説明しておりまして、証明書等の取得環境を整える取組を進めているという内容で説明をさせていただいております。

そして3つ目はこれまで効率化を図りながら対面での窓口業務を維持してきたわけですが、さらに効率化を考えていかなければならない状況であるということを説明してきたところであります。

説明会の資料の説明につきましては以上となります。

もう一つ、今度は大東地域出張所の見直し方針(案)に係る説明会の状況等についてという資料のほうを御覧いただければと思います。

1ページにつきましては、説明会等の開催状況になります。

御覧の内容で、延べにして169名の方に御参加をいただいて、様々な御意見を頂戴しております。

また下のほうには、米印で記載しておりますけれども、今年度改めて興田地区振興会のほうから市に対して出張所に関する要望書の提出をいただいております。

内容としては、時間を短縮するなどしてでも、平日5日間、開所してほしいということ。

それから、外部委託等の可能性を検討してほしいというような内容であります。

この外部委託につきましては、地域協働体をイメージしているようであります。

2ページをお開き願います。

主な質疑意見及び回答でありますけれども、個別の説明のほうは割愛をさせていただきますが、全般的には、見直し案、縮小をする案でありますけれども、やむを得ないと御理解をいただいた上での発言が多かったところであります。

デジタル化の推進であったり、職員体制であったり、昼時間の閉所時間の見直しなどの御意見、御質問をいただいております。

また一方では方針案に反対をして、出張所を毎日開所することを望む意見、あるいは、もっと意見交換の場を設けるべきとの御意見も頂戴しているところであります。

2、今後の進め方についてであります。まず1つ目は、今説明した内容とちょっと重複いたしますけれども、説明会等を開催した結果、多くの方は見直し案に対してやむを得ないと理解を示しているものの、一部の住民の方、興田地区の一部の方は、繰り返し反対の意見を述べられているということで、こちらのほうは引き続き見直し案につい

て、理解を求めていくこととしてございます。

2つ目は、興田地区につきましては、9月説明会の際にさらなる意見交換を求める御意見をいただいておりますので、再度住民説明会を開催することとしております。

3つ目は住民説明会のほかに、一般住民への説明と意見を頂く機会を確保するために、10月5日から26日まで、大東地域内の市民センターに見直し案を備え付けまして、パブリックコメントを実施しているところでございます。

最後に3ページのスケジュール案でございます。

本日の議会教育民生常任委員会への説明後は、来月上旬には、興田地区の住民説明会を再度開催しまして、また、パブリックコメントの内容を踏まえて、11月上旬には見直し方針案を決定する予定としております。

なお、来年4月から運用開始すると決定した場合には、記載の11月以降の事務手続を進めていくということになります。

資料の説明は以上となります。

よろしく願いいたします。

委員長：ありがとうございます。

それではこれより質疑、意見交換を行います。

猪股委員。

猪股委員：また後で、質疑することがあるかもしれませんが、とりあえず確認したい部分が3点ほどございます。

出張所に業務を残すという部分については、取扱件数が多かったり少なかったりはするようではありますけれども、職員は1名を配置するという考え方でよろしいかどうかということの確認が1点です。

それから、出張所業務の中で法的に委託に出せない、出せるというようなお話がありました。仕組みというか、郵便局では住民票とかを出せる仕組みにたしかになっていたと思うのですが、それを市民センターというような、地域協働体という団体が受けられる、受けられないというような部分について、ちょっとすみ分けというか、委託できる内容についてこれはできるけれども、これはできないというような部分があるのであれば、その辺、説明をお願いしたいと思います。

それから、私としては大東地域だけの話ではなくて、大東地域でできるサービスをほかの地域にも広めて住民サービスを提供していくというのが、基本的な考え方ではないかと思えます。

ここまで縮減するとかサービスが低下するという、また、その先なくなるという選択肢もあるのかもしれませんが、今、要望があって、やれるサービスで効率的に高齢者なども含めてのサービス展開を一つの解決策としてやっていくというような選択肢があるのであれば、むしろそれをほかの地域に普及させていくという考え方もあるのかと思うのですが、自分のところだけという話になると、どうしてもほかの地域から、何だ、何でそこだけというような話になってしまうので、伸ばすサービスがあるのであれば、それをより効率的に安価にやれる仕組みを全地域というような考え方もある

のかと思いますが、その辺について何か検討された経過があるのかという3点をお願いします。

委員長：村上大東支所長。

大東支所長：出張所の職員数につきましては、会計年度任用職員、6時間勤務の職員を4人で、基本は1人ずつ充てようと思っていました。

今はフルタイムですけれども、6時間勤務の会計年度任用職員にして、休みの関係とかいろいろありますので、4人でローテーションなりを組んで回していく。

出張所には必ず1人ずつです。

あと摺沢出張所については、予備的な職員、休みの日とかに代替で対応する職員もそこに置きますので、2人いるときもあれば1人になるときもあるという配置を考えております。

あと委託の関係につきましては、興田地区振興会から、要はその地域協働体、市民センターの指定管理を受けているところで、そういう業務を受けられないのかということで、法的には全てはできないのですけれども、委託することは可能だと思います。

今の出張所については業務がかなり広範囲で、今は対応していて、そういう委託の場合に、大きく言えば戸籍事務とかそういったものは委託できない。

あとは、市の判断が必要なもののときは、市が判断するような体制を組まなくてはいけないという縛りがあるようです。

ですので、なかなか難しいということで、今回は委託ではなくて縮小で、会計年度任用職員で直営でやるというような形にさせていただいたところです。

あとは、3つ目は大東地域だけでなく、他の地域にそういったサービス、いいサービスがあれば広げていくべきではないかというお話だったので、こちらについては当然この出張所を検討する際に市長から大東地域だけを考えるのではなくて、市全体の代替サービスとかそういうのにつながるようなサービスを検討しなさいというお話だったので、そのような考え方で進めましたけれども、今の流れとすれば、デジタル化で実際には出張所に来なくても手続きができるとか、そういった方向性にあると思っていましたのでそちらで進んでいくと、出張所を各地域に広げていくというような状況ではないのではないかと感じておりました。

委員長：猪股委員。

猪股委員：6時間勤務の会計年度任用職員を配置するということですが、ちょっと効率が悪いというか、1時間に2件という取扱件数ということで、これは処理件数ですから、いろいろな文書の取扱い、発行というようなことも含めての話でしょうけれども、ちょっと効率が悪いといえますか、もうちょっと日にちを抑えてというのは、開所日以外というか先ほどローテーションと言いましたけれども、同じ人がそこに配置されるわけではなくて、4人がローテーションで渡り歩くという考え方なのか確認です。

委員長　：村上大東支所長。

大東支所長：説明資料の２ページの下のほうになりますけれども、月曜日であれば、摺沢出張所と猿沢出張所に２人いればいいのです。

それから、火曜日であれば３人出勤すればいいです。

ですので、これらをその４人で回すという形です。

当然、休む方もいらっしゃると思いますので、そこに充てるため摺沢出張所に１人は置いておいて、派遣するみたいな感じと考えていました。

委員長　：猪股委員。

猪股委員：先ほど委託の件ですけれども、市の判断が必要な部分というのは、当然あってそれで発行業務は成り立つわけですけれども、いわゆる発行する権限は市側にあったとしても、取り次ぐ、お金をもらうような行為というのは地域協働体でもできる部分はあるのではないかなと思っていて、要はその地域協働体、市民センターというのはどこの地域にもあってそういうサービス、仕組みを残せば何も経費をかけなくてもできる、ただし、ほかの地域はもう撤去しているから、なかなかそういうわけにはいかないのですけれども、その辺は取次業務という部分では過渡期的にはできるのかとちょっと思っております。

いずれ、出張所機能、将来的にこれからの利用率を踏まえた中で、どうするかという検討は当然必要で、過渡期的にはそういう部分というのもやった中で、いろいろなサービスの可能性など検討しながら進めていくべきではないかなと思っていました。

それが先ほど言ったように、大東地域だけではない部分も含めての対応も視野に入ってくる部分があるので、一つ実証事例とかという部分にもなるのかなと思っているところがあるのですけれども、先ほど言った市の判断というような部分でのやれること、やれないことという部分については、ちょっと突っ込んだ議論というのはまだ行っていないということでしょうか。

委員長　：村上大東支所長。

大東支所長：委託できるのは、申請を受け付けることと交付だけです。

その途中で、市の判断で交付するとか、その中身の審査であったりとか、そういったものはこっちがやらなくてはいけないということになるので、大東地域的には今回の出張所ではちょっと使えない。

そこに職員がいなくてはいけないという話になれば、ちょっと難しいというような判断だったので。

受付と交付の業務は委託ができますという法律はもうできています。

委員長　：猪股委員。

猪股委員：今は職員はいるからその判断はその職員ができるということなのだけれども、いない場合は、もちろん私が言ったような仕組みはあるけれども、今いる前提だからそこまでは、何といたしますか、今のところ検討には入っていないということの確認です。

委員長：村上大東支所長。

大東支所長：先ほどお話があったように、サービスの可能性を検討すべきというようなお話もありましたけれども、それはそのとおりでと思いますが、今のところはやはり大東地域とすれば、委託ではほかの業務の分まで委託できない、例えばうちのほうであれば何かの申請を受けて戸籍とか住民基本台帳以外の受付をやって、返してやるという行為までやっていますので、それは会計年度任用職員は市の職員ですので直営という形でできるので、大東地域とすればそちらのサービスを確保するために今回そういうようにやったということですので、御理解をいただければと思います。

委員長：猪股委員。

猪股委員：多分今のお話だとやめられないというような結論になってしまうような感じも受けませんが、今後のいろいろ合意形成とか、様々なことを経ながら今後検討していくということでしょうか。

委員長：村上大東支所長。

大東支所長：今お話しいただいた内容については承知しました。

委員長：休憩します。

(休憩 14 : 47 ~ 14 : 53)

委員長：再開します。

菅原委員。

菅原委員：私が気になっているのは、今後の進め方についてというところで、説明会等開催した結果、特に興田地区の方々が繰り返し反対意見を述べられており、そして引き続き理解を求めていくということで、説明会をまた開催していくということなのですが、私は今までどおりの説明会の在り方では、なかなか住民の理解が深まっていけないのではないかと考えております。

特に、当局のほうには住民合意形成の在り方を十分に研究しながら、また、市内には住民合意形成に至るサポートする団体もあります。

そういった方々のサポートを得ながら、また勉強しながら、住民の理解を深めていくというように進めていっていただきたいと思うところでありますが、いかがでしょうか。

委員長　：村上大東支所長。

大東支所長：説明会の在り方、合意形成の手法ですけれども、これまでも大東町自治会等連絡協議会などで検討を重ねて、時間を経て、検討して、機能を残すというような形に、意見集約していただいて、そして説明会のほうも大東町自治会等連絡協議会、あるいは地区の自治会長さん方、そして時間をおいてどなたでも御参加いただける説明会を4つの会場でやりました。

大体、興田地区以外の3か所ではやむを得ないだろうというような雰囲気でも御質問をいただいたりはしておりますし、あとは興田地区についても興田地区全体が反対というような雰囲気ではなくて、むしろ特定の方が繰り返し反対の御意見を述べられているというような状況もありますので、その点は丁寧に説明しなくてはいけないという思いで、改めてもう1回説明会を開催したいということで対応していきたいと思っております。

委員長　：菅原委員。

菅原委員：その特定の方の御意見を十分に聞くということも大切なのではないかと思います。

どうのこうのではなくて、特定の方の御意見をやはり十分に聞いていく、そういう手法も取り入れていただきたいと思っています。

委員長　：佐藤委員。

佐藤委員：平成29年3月に猿沢地区振興会が要望書を出したとき、出張所業務の委託を受けたいという話が出たときに全国的に指定管理という動きが出ていたので、宮城県の丸森町ですとか、いろいろなところに研修に行ったりしていましたし、そういうところからも市の職員だけではなく、そういった指定管理を受けた団体で業務ができないか、戸籍の関係もできないかという動きもあったのです。

そして、国も若干そういうことも考えているという話もあったのですが、その辺が、今どうなっているのか、全国的に指定管理はほとんどがなっていると思っているので、そういう要望も全国的にあるのだと思うのですが、その辺がどうなっているかということと、やはり大東地域は一般質問でも申し上げたのですが、特に高齢者が多く地域も広いというところで、どうしてもデジタル化が進んでも、高齢者、弱者の人は大変だという状況があります。

その点で縮小すれば、大変な思いをする方もいらっしゃるし、このままやはり件数でいくと何年か後にまた見直すことがあったときに、合理的な考え方でもう出張所は廃止になってしまうというように思うのですけれども、その辺のお考えはいかがでしょうか。

委員長　：村上大東支所長。

大東支所長：確かに丸森町の視察なども行って、研究はさせていただいたということです。

他の自治体でも、そういった指定管理者に対して委託をされていると思います。

ただやはり内容的には限定された、戸籍を除くといった業務を委託しているという状況でしたので、今回はこちらは戸籍とか他の業務を維持するという意味で、委託のほうは選択しないで縮小にしたということでもあります。

あと大東地域は高齢者が多いということで、確かに市内で一番高齢化率が高いところが大東地域でありますけれども、地域のバランスを考えたときに、大東地域は一番高齢化率が高いですけれども、ほかも同様に高いところが多い。

ほぼほぼ高いということで、大東地域が高齢者が一番多い、特別ではないのではないかという思いがありますので、高齢化率が高いから出張所をずっと今のまま維持するというのはなかなか厳しいというような思いであります。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：デジタル化が進んでも、高齢者が対応できないというところはどうかということ、国の動きというのは、民間、指定管理のところに委託していくというような動きはないのかという2点をお願いします。

委員長：村上大東支所長。

大東支所長：国の動きとすれば、その指定管理に限らず、民間に委託できる方向で法律は整備しているという状況ですので、それを取り入れて対応するかしないかというのは自治体の判断だと思います。

デジタル化について、高齢者の方が対応できないということでもありますけれども、確かに高齢者1人でデジタル機器を使ってやるというのはなかなか厳しいところもあるかもしれませんが、そこは周りの方、家族であったり、支援している方がいればその方の手助けを受けながら対応していくということがあるのかなというように思います。

大東地域内だけで完結しようとするコンビニがないとかそういう話になるのですが、市内全域を考えれば取得する環境というのは広がっていると思っておりますので、そういった方向でやっていくと思いますし、あとは高齢者に対してもスマホ教室とか、そういった民間の協力を頂きながら、スマホ教室などをやって対応されているところもありますので、そういった方法かなというように思っております。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：戸籍もできるかということと、もう一つは会計年度任用職員4人で回していくということだと、あと2人か3人いれば、今までと同じようにできるということも考えられるし、会計年度任用職員の年収を考えると200万円から250万円いくかどうかというところだと思うのです。

7人雇用したとしても、250万円だとしても、1,750万円というところなのです。

時間でいうと2.44時間に1件とか、そういうことだと思うのですが、ほかの業務、本

庁が忙しい、支所が忙しいという業務を何かやっただけならば、無駄なことはないと思うのですけれども、その辺のところはどうでしょうか。

委員長：村上大東支所市民課長。

大東支所市民課長：戸籍の受付ができるかできないかということで、平成29年に丸森町を視察したときもやはりいろいろなそういった委託をしている自治体とかでは、ネックとして証明書とかの発行しかできないから戸籍とかもできるようにという意見は出ていたようなのですけれども、現時点については、まず戸籍の届出を受け付けるというところまでは国のほうでは認めていない。

逆にその頃から変わっているものという民間事業者でも委託は受けられるのですけれども、そのほかに地方独立行政法人を作ってやるのであれば、ある程度その自治体の職員と同じようなところまでできるというような話も出ています。

郵便局であれば、若干、民間であるとか、指定管理、地域協働体などよりも、プラスしてできる部分もあるのですけれども、それでもやはり戸籍の届出、受付というところまではまだオーケーというようには出ていない状況です。

出張所の対応する職員を増やして、今までと同じようにやる、増やせばできるのではないかというようなお話をいただきましたけれども、やはり先ほど説明したように、件数的にそんなに1日、職員を充てるような業務量というのは少ないというように思っており、効率化を図っていくということは大事なことだと思っておりますので、そこは増やせば当然できるのですけれども、効率化ということも十分考えていただければなというように思っております。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：効率化ですが、今はデジタルなので、いろいろな業務がその会計年度任用職員が出張所にいながらできる業務がたくさんあると思うのです。

その業務をやりながら、出張所に5日間、常時配置していただきたい、そのようなお考えはないかということです。

委員長：村上大東支所長。

大東支所長：ほかの業務をやりながらというのは、窓口業務以外の業務をしながらということだと思いますけれども、窓口もやはり専門性が必要な職場でありますので、言い方が悪いのですけれども、片手間に窓口業務をやれるような話ではありませんので、そこは専任の会計年度任用職員が当たるのが一番いいのではないかと考えております。

委員長：ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、質疑、意見交換を終わります。

以上で、大東地域出張所の見直し方針(案)についての調査を終わります。

市民環境部長、大東支所長、皆様にはお忙しいところ、御出席いただきありがとうございました。

暫時休憩します。

(休憩 15:08~15:38)

委員長 : 再開いたします。

その他に入ります。

管内調査についてお諮りいたします。

市立小学校におけるICTを活用した学びについて調査を行うこととし、お手元に配付の行程表のとおり11月8日に現地調査を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。

なお、詳細については教育委員会と打合せをしてやっていきたいと思いますので、正副委員長に御一任いただくことに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう進めてまいります。

現地調査のときには連絡したいと思っております。

委員の派遣につきましては、当職より議長に申し出ておきます。

次に、行政視察についてお諮りいたします。

不登校生徒、児童に対する教育機会等を調査するため、宮城県富谷市立富谷中学校西成田教室の取組状況を調査したいと思いますが、さよう進めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。

猪股委員。

猪股委員 : 富谷市立富谷中学校西成田教室への行政視察について、期日は未定ということでしょうか。

委員長 : 休憩します。

(休憩 15 : 41 ~ 15 : 46)

委員長 : 再開します。

それでは富谷市への行政視察に関しまして、進めることに御異議ございませんか。
再度確認いたします。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。

日程等については、相手方と議員の予定等も勘案しながら進めてまいりたいと思っております。

以上で、予定した案件の協議は終了いたしますが、委員の皆さんから何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、その他を終わります。

以上で、本日の委員会を終了いたします。
大変御苦労さまでした。

(午後 3 時 47 分 終了)